船橋商工会議所商工業振興事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、船橋商工会議所が行う商工業振興事業の円滑な推進を図るため、当該団体に対し、船橋市補助金等の交付に関する規則(昭和56年船橋市規則第50号。以下「規則」という。)及びこの要綱に基づき船橋商工会議所商工業振興事業費補助金(以下「補助金」という。)を交付する。

(補助金の額)

- 第2条 補助対象経費は、船橋商工会議所が商工業振興事業を行うために必要な経費のうち、別表に掲げるものとする。
- 2 市が交付する補助金の額は、予算の範囲内で、前項で定める補助対象経費の2分の1 以内とする。

(交付申請)

- 第3条 規則第3条の規定により補助金の交付を受けようとするときは、船橋商工会議所 商工業振興事業費補助金交付申請書(第1号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて市 長に申請しなければならない。
  - (1) 事業計画書
  - (2) 収支予算書
  - (3) 前年度決算書
  - (4) 役員名簿
  - (5) その他市長が認めるもの
- 2 船橋商工会議所は、前項の規定により申請するに当たって、補助金に係る消費税及び 地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額 のうち、消費税法(昭和63年法律第108条)の規定により仕入れに係る消費税額と して控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規 定による地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税仕入控除税額」とい う。)を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において補助金に係る消費税 仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

(決定通知)

第4条 規則第6条の規定による通知は、船橋商工会議所商工業振興事業費補助金交付決 定通知書(第2号様式)によるものとする。 2 市長は、第3条第2項ただし書の規定による交付の申請がなされたものについては、 補助金の額の確定において補助金に係る消費税仕入控除税額を減額する旨の条件を付し て、交付の決定を行うものとする。

(計画変更等の承認申請書)

第5条 規則第10条の規定により承認を受けようとするときは、船橋商工会議所商工業振興事業費補助金計画変更(中止・廃止)承認申請書(第3様式)を市長に提出しなければならない。

(実績報告書)

- 第6条 規則第12条の規定により実績報告をしようとするときは、船橋商工会議所商工 業振興事業費補助金実績報告書(第4号様式)に収支決算書及び事業報告書を添えて市 長に提出しなければならない。
- 2 第3条第2項ただし書きの規定により交付の申請をした船橋商工会議所は、前項の規 定による実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかな場合 には、当該消費税仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定通知)

第7条 規則第13条の規定による通知は、船橋商工会議所商工業振興事業費補助金交付 確定通知書(第5号様式)によるものとする。

(概算払)

- 第8条 市長は、必要があると認めたときは、補助金を概算払により交付することができる。この場合において、概算払により交付できる額は船橋商工会議所商工業振興事業費補助金交付決定通知書に記載された補助金交付額を上限とする。
- 2 前項の規定により概算払による補助金の交付を受けようとする船橋商工会議所は、船 橋商工会議所商工業振興事業費補助金概算払請求書(第6号様式)により、市長に請求 しなければならない。

(概算払の精算)

第9条 前条の規定により概算払による補助金の交付を受けた船橋商工会議所は、第7条による通知を受けたときは、船橋商工会議所商工業振興事業費補助金概算払精算書(第7号様式)により精算手続きを取るととともに、不足が生じた場合にあっては不足額を請求し、残額が生じた場合にあってはこれを返納しなければならない。

(決定の取消通知)

第10条 規則第8条第3項において準用する第6条の規定による通知は、船橋商工会議 所商工業振興事業費補助金交付決定取消通知書(第8号様式)によるものとする。

(返還命令)

第11条 規則第16条の2の規定による返還命令は、船橋商工会議所商工業振興事業費補助金返還命令書(第9号様式)により命ずるものとする。

(消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

- 第12条 船橋商工会議所は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合(仕入控除税額が0円の場合を含む。)は船橋商工会議所商工業振興事業費補助金に係る消費税及び地方法人税の仕入控除税額報告書(第10号様式)により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに市長に報告しなければならない。ただし、補助金に係る消費税仕入控除税額を減額して実績報告を行った場合には、この限りではない。
- 2 船橋商工会議所は、前項の規定により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入 控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を市に返還しなければなら ない。

(帳簿及び証拠書類の整備)

第13条 船橋商工会議所は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿(以下、「帳簿」という。)を備え、当該収入及び支出について証拠書類(以下、「証拠書類」という。)を整備し、かつ、帳簿及び証拠書類を補助金の交付を受けた日から10年間保管しなければならない。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附則

- この要綱は、平成18年4月1日から施行し、平成18年度分の補助金から適用する。 附 則
- この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。 附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

## 別表

事業名	船橋商工会議所商工業振興事業費補助金		
事業趣旨	商工会議所が地域商工業振興のため実施する事業費の一部を助成す		
	ることにより、地域商工業の総合的な発展と改善を図る。		
補助対象者	船橋商工会議所		
補助対象経費	商工業振興事業費		
	科目	費目	
	部会事業費	左記科目のうち	
	商業活性化事業費	旅費・報償費・印刷製本費・	
	産業教育事業費	通信運搬費・消耗品費・広告	
	労務対策事業費	費・使用料及び賃借料・委託	
	法律相談事業費	費	
	大型店対応処理費		
	その他商工業振興に関する事業費		
	調査広報費		
	情報化推進費		
補助限度額	予算の範囲内(補助対象経費の2分の1以内)		

# 船橋商工会議所商工業振興事業費補助金交付申請書

ń	船橋市長	あて	年	月	日	
יל	可愉川文					
		住所				
		団体名				
		代表者				
		船橋商工会議所商工業振興事業費補助金を受けたく	、関係書	類を添	えて	
申記	請します。					
		記				
1	交付申請額	円				
2	<ul><li>2 消費税の適用に関する事項(該当するものに☑)</li><li>① 補助金交付額の算定</li></ul>					
	□ 消費税額を補助対象経費に含めないで補助金交付額を算定					
	□ 消費税額を補助対象経費に含めて補助金交付額を算定					
	※ 確定申告により仕入税額控除した消費税に係る補助金相当額が確定後、「消費税				費税	
	仕入控除税額報告書」の提出が必要となります。(返還額が0円の場合も含む)。					
② ①で「消費税を補助対象経費に含めて補助金交付額を算定」を選択した理由						
	□ 免税事業者である					
	□ 簡易課税事業者である					
	□ 消費税法別表第3に掲げる法人等であって特定収入割合が5%を超える					
	□ そのf	也 (			)	

#### 第2号様式

#### 船橋商工会議所商工業振興事業費補助金交付決定通知書

号

年 月 日

様

船橋市長

印

年 月 日付申請のあった船橋商工会議所商工業振興事業費補助金の交付について、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 交付決定額

円

- 2 交付の条件
- (1) 補助事業等の内容又は経費の配分の変更をするときは、市長の承認を得ること。
- (2) 補助事業を中止又は廃止するときは、市長の承認を得ること。
- (3) 補助事業等が予定の期間内に完了しないとき又は遂行が困難になったときは、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- (4) 申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、補助金の額の確定において当該補助金に係る消費税仕入控除税額を減額する。

#### 第3号様式

船橋商工会議所商工業振興事業費補助金計画変更(中止・廃止)承認申請書

年 月 日

船橋市長 あて

住 所 団体名

代表者

年 月 日付け 号で交付決定のあった船橋商工会議所商工振興 事業費補助金に係る事業を計画変更・中止・廃止したいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 変更又は中止 (廃止) の理由
- 2 変更又は中止 (廃止) 年月日
- 3 補助事業の内容(計画変更の場合)

変更前

変更後

#### 船橋商工会議所商工業振興事業費補助金実績報告書

年 月 日

船橋市長あて

住 所

団体名

代表者

年 月 日付け 号で交付決定のあった船橋商工会議所商工業 振興事業費補助金に係る事業実績について、下記のとおり報告します。

記

- 1 事業に要した経費及び補助金交付決定額
  - (1) 補助事業に要した経費

円

(2) 補助金交付決定額

円

2 補助事業完了年月日

年 月 日

## 船橋商工会議所商工業振興事業費補助金交付確定通知書

号

年 月 日

様

船橋市長

印

年 月 日付で実績報告のあった船橋商工会議所商工業振興事業費補助金に係る事業ついて、下記のとおり補助金の額を確定したので通知します。

記

交付確定額

円

## 船橋商工会議所商工業振興事業費補助金概算払請求書

年 月 日

(EI)

船橋市長あて

団体名

代表者名

所在地

年 月 日付 号で交付決定のあった船橋商工会議所商工業振興事業費補助金について、下記のとおり概算払請求します。

記

概算払請求額

円

#### 第7号様式

# 船橋商工会議所商工業振興事業費補助金概算払精算書

年 月 日

船橋市長 あて

団体名

代表者名

所在地

概算払を受けた船橋商工会議所商工業振興事業費補助金について、下記のとおり精算します。

記

戻入(返納)額	円
概算払額	円
精算金額	円
差引残額	円
過給(不足)額	円

### 第8号様式

## 船橋商工会議所商工業振興事業費補助金交付決定取消通知書

号

年 月 日

様

船橋市長

印

年 月 日付けの船橋商工会議所商工業振興事業費補助金の交付決定については、 下記理由により取り消しましたので通知します。

記

取り消しの理由

## 船橋商工会議所商工業振興事業費補助金返還命令書

		亏
年	月	日

様

船橋市長 印

年 月 日付申請のあった船橋商工会議所商工業振興事業費補助金について、 下記のとおり補助金の返還を命ずる。

記

返還すべき金額	円
返還期限	年 月 日まで
返還を命ずる理由	
返 還 方 法	
交付決定年月日	年 月 日 文 書 番 号 号
交 付 決 定 額	円
	年 月 日 交付 円
既 交 付 額	年 月 日 交付 円
	計    円
交 付 確 定 額	円

#### 第10号様式

船橋商工会議所商工業振興事業費補助金に係る消費税 及び地方法人税の仕入控除税額報告書

年 月 日

船橋市長 あて

団体名

代表者名

所在地

年 月 日付 第 号により交付決定があった船橋商工会議所商工業振興 事業費補助金について、下記のとおり報告します。

記

1 交付確定額

円

2 確定申告により確定した船橋商工会議所商工振興事業費補助金に係る消費税及び地 方消費税に係る仕入控除税額(※消費税の申告義務がない場合も0円と記載すること)

円

- ※0円の場合はその理由について☑
  - □ 消費税の申告義務がない
  - □ 簡易課税方式による申告を行っている
  - □ 消費税法別表第3に掲げる法人等であって特定収入割合が5%を超える
  - □ その他(返還額算出シートによる計算の結果、返還額が0円だった場合など)
- 3 添付資料
  - ・返還額算出シート

(申告義務がない、簡易課税方式、消費税法別表第3に掲げる法人等であって特定収入割合が5%を超える事業者は添付不要)

・別添 添付書類チェック表及び該当書類のとおり